

カスタマーハラスメント防止啓発ポスターを作成しました

群馬県では、令和7年4月1日に「群馬県カスタマーハラスメント防止条例」を施行しました。この条例は、カスタマーハラスメント（カスハラ）を禁止しているほか、県、顧客等、事業者及び就業者の責務を定め、カスハラを社会全体で防止していこうとするものです。

条例の施行及びカスハラ防止の周知啓発を目的に、店舗や会社内で活用いただけるポスターを作成しました。群馬県ホームページから自由にダウンロードができますので、事業者の皆さまにご活用いただければと思います。

1 ポスター・小型掲示物

- (1) ポスター（店舗掲示用、顧客等に向けたメッセージ）
- (2) ポスター（社内掲示用、就業者に向けたメッセージ）
- (3) 小型掲示物（レジ横等への掲示用）

※カスタマーハラスメントの防止については、群馬県と群馬労働局が連携して取り組むこととしていくことから、両者連名によるポスター作成となっています。



2 配布方法

群馬県ホームページ「カスタマーハラスメントの防止について」からダウンロードいただけます。

<https://www.pref.gunma.jp/page/655164.html>

※印刷したポスターの配布はしていません。

※小型掲示物は、A4 で印刷し折りたたむことで、簡単に作成できます。

